

各（地区）税関長 殿

財務省関税局長 田島 淳志

炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて

標記のことについて、「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（令和 3 年政令第 65 号。以下「令」という。）の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。

記

1 原産地を証明した書類等の取扱い

令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する炭酸二カリウム（以下「炭酸二カリウム」という。）の輸入申告等（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条に規定する輸入申告、同法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告並びに同法第 43 条の 3 第 1 項（同法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）及び第 62 条の 10 の規定による承認の申請をいう。以下同じ。）の際の原産地の確認方法及び取扱いについては、次による。

(1) 原産地を証明した書類の提出

イ 「原産地を証明した書類」とは、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 61 条第 1 項第 1 号に定める原産地証明書（課税価格の総額が 20 万円以下の貨物を除かないものとし、令第 1 条第 1 項に規定する特定貨物（以下「特定貨物」という。）に係るものを除く。以下同じ。）とする。

輸入申告等を受理する際には、通常の審査のほか、原産地証明書の確認を行うものとする。

なお、原産地証明書の確認方法については、関税法基本通達 68-3-8 及び 68-3-9 の規定を準用する。

また、郵便物に係る原産地証明書の確認方法についても、これによるものとする。

ロ 令第3条第2項において準用する関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)第28条ただし書の規定により、原産地証明書の提出を猶予する場合の「災害その他やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達(昭和48年8月15日蔵関第1150号)8の2-7の規定を準用する。

この場合における提出猶予の申請は、「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書」(別紙様式)2通(原本、通知用)を提出することにより行い、提出を猶予するときは、猶予期間を記載し、うち1通(通知用)に承認印を押印して申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として2か月以内で適当と認める期間とするものとする。

(2) 原産地証明書の提出がない場合の取扱い

上記(1)に規定する原産地証明書の提出がない場合には、輸入者に当該原産地証明書の提出を求めることとするが、原産国において原産地証明書の発給体制が整備されていないといったやむを得ない事情により、輸入者が原産地証明書を入手することが困難な場合等で、関税法基本通達68-3-6の(3)に規定する仕入書その他の書類(以下「仕入書等」という。)により原産地が明らかな場合には、当該仕入書等により原産地を確認して差し支えないものとする。

この場合における炭酸二カリウムに係る輸入申告等の原産地の認定の具体的方法は、関税法基本通達68-3-7のイからホまでに規定する仕入書等に記載された表示等により認定するものとする。

2 暫定不当廉売関税が課される炭酸二カリウムの納税申告の方法

令第1条第1項に規定する暫定的な関税(以下「暫定不当廉売関税」という。)が課される特定貨物の納税申告については、次のように行うものとする。なお、特定貨物については、関税法基本通達67-4-17に規定する取扱いによることはできないことに留意する。

(1) 一般税率(令第4条に規定する法の別表の税率をいう。)による関税(以下「一般関税」という。)に係る申告事項は関税に関する欄に、暫定不当廉売関税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の下欄に、それぞれ記載する。

(2) 一般税率に関する「税率」欄には、関税定率法(明治43年法律第54号)の別表の税率(関税法第3条ただし書の規定により条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合は、当該特別の規定による税率)を記載し、当該税率の適用区分に従って適宜、「基」又は「協」のいずれか下の枠内に×印を記載する。

(3) 暫定不当廉売関税に関する申告事項の記載要領については、次による。

① 「

酒		石		消		地			
---	--	---	--	---	--	---	--	--	--

 」の欄中

「

地	
---	--

」の次に

「

暫 AD	
------	--

」と記載させる。

なお、「暫 AD」は、暫定不当廉売関税を表すものとする。

- ② 「単位」欄には、「輸入統計品目表」に定める統計単位である「KG」を記載する。
 - ③ 「正味数量」欄には、一般関税の場合と同数量を記載する。
 - ④ 「内国消費税課税標準額」欄には、一般関税の場合と同一の申告価格（CIF）を邦価で記載する。
 - ⑤ 「種別等・税率」欄には、適用する暫定不当廉売関税の税率を記載する。
 - ⑥ 「内国消費税等税額」欄には、暫定不当廉売関税の額を邦価で円単位まで記載する。
 - ⑦ 「税額合計」欄には、「関税」欄中「関税」を「一般関税」と訂正し、一般関税の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載する。また、2欄目の右欄に「暫 AD 税」と記載し、左欄に暫定不当廉売関税の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載する。
- (4) 納付すべき一般関税及び暫定不当廉売関税の納期限を延長する場合の記載要領については、次による。
- ① 「納期限の延長に係る事項」欄中「関税」欄を「一般関税」と訂正のうえ、一般関税に係る延長する税額を記載する。また、「税」欄に「暫 AD 税」と記載し、暫定不当廉売関税に係る延長する税額を記載する。
 - ② 「延長しない税額」欄には、一般関税の額及び暫定不当廉売関税の額からそれぞれの納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載する。
- (5) 輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。）を利用して輸入申告等する場合には、上記(1)から(4)までの規定にかかわらず、「電算関係税関業務事務処理要領」により取り扱うこととする。

3 免税等

一般関税について条約又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により関税が軽減又は免除される貨物（一般関税が無税とされている貨物については、当該貨物に一般関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。）である場合においては、暫定不当廉売関税についても同様に軽減又は免税されることとなるので留意する。

4 暫定不当廉売関税が課される申告の端数計算

暫定不当廉売関税が課される場合の端数計算は、次のとおりとなるので留意する。

(例) 特定貨物の例

① 一般関税	(CIF 価格)	(税率 (協定税率))
	3,285,932 円	3.9%
	↓	↓
	3,285,000 円 × 0.039 = 128,115 円 (端数処理前)	
	(端数処理後)	↓
		128,100 円 (端数処理後)
		(納付税額)
② 暫定不当廉売関税	(CIF 価格)	(税率)
	3,285,932 円	30.8%
	↓	↓
	3,285,000 円 × 0.308 = 1,011,780 円 (端数処理前)	
		↓
		1,011,700 円 (端数処理後)
		(納付税額)
③ 消費税	(内国消費税等課税標準額)	(税率)
	3,285,932 + 128,100 + 1,011,700 = 4,425,732 円	7.8%
	4,425,000 円 × 0.078 = 345,150 円 (端数処理前)	
	(端数処理後)	↓
		345,100 円 (端数処理後)
		(納付税額)
④ 地方消費税		(税率)
	345,100 円	22/78
	345,100 円 × 22 ÷ 78 = 97,335 円 (端数処理前)	
		↓ (円単位未満切り捨て)
		97,300 円 (端数処理後)
		(納付税額)

5 納付手続等

暫定不当廉売関税の納付手続等については、次による。

- (1) 暫定不当廉売関税の「納付書」(C-1010)は、関税に係る納付書を使用し、一般関税とは別に作成して、納付する。

なお、納付書の各片には、その余白部分に「暫 AD」と朱書きし、暫定不当廉売関税の納付であることを明確にする。

- (2) 国税収納金整理資金の管理において、徴収決定済額の登録は、一般関税と暫定不当

廉売関税を別々に行うこととする。

(別紙様式)

炭酸二カリウムに対して課する暫定的な
不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書

令和 年 月 日

税関長 殿

申 請 者

住所

氏名又は名称

炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第3条第1項に規定する原産地を証明した書類について、同条第2項において準用する関税暫定措置法施行令第28条ただし書の規定により、その提出の猶予を下記のとおり申請します。

記

原 産 地	
輸 出 者 名	
記号・番号	
品 名	
個数・数量	
申 請 理 由	
提 出 期 限	

(規格 A 4)